

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 三三
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称を変更した旨の届出があった件 三九
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件 三九
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三九
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三
 - 落札者を決定した件二件 三三
 - 浸水想定区域を指定した件 三三
 - 一般競争入札を行う件 三三

告 示

福島県告示第二百六十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和元年九月二十日

一 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 株式会社J A会津よつば総合サービス 代表取締役社長 石本 忠吉
- 住所 喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
- 三 認定年月日 令和元年九月一日

（消防保安課）

福島県告示第二百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年九月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たむら市民病院	田村市船引町船引字南町通一一一	令和元年七月一日
北見歯科医院	喜多方市字御清水南七三五六一一	同 年六月一日
クスリのアオキ城西町薬局	会津若松市城西町八一二二	同 年七月一日
アイン薬局 二本松店	二本松市成田町一一八二一一三	同 年六月一日
リハビリ訪問看護ステーションつばさ	相馬市新沼字坪ヶ迫一一一一	同 日

（社会福祉課）

福島県告示第二百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされ

る生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
さんあい訪問看護ステーション	須賀川市西川字隠久保一三六	須賀川市森宿字狐石一二九一七

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
森田小児科医院	会津若松市古川町四一一	令和元年七月一日
大方病院	田村市船引町船引字南町通一一一	同 年六月三〇日
北見歯科医院	喜多方市字御清水南七三五六一一	同 年五月三一日
コスモ調剤薬局 門田西店	会津若松市門田町日吉字丑淵一六	同 年六月三〇日
キユウキユウ堂薬局 二本松店	二本松市成田町一一八二二一三	同 年五月三一日

福島県告示第二百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の名称を変更した旨届出があった。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	名 称		所 在 地
		変 更 前	変 更 後	
紺野 美香	二本松市戸沢字道長内二〇	げんじろう 芳賀接骨院	かまた鍼灸 整骨院 芳賀院	郡山市芳賀三一一一六

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき市地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル小名浜店 福島県いわき市小名浜愛宕町七番地二
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) ヨークベニマル小名浜店
福島県いわき市小名浜愛宕町七番地一ほか
(変更後) ヨークベニマル小名浜店
福島県いわき市小名浜愛宕町七番地二
- 三 変更した年月日

- 令和元年九月九日
届出年月日
- 令和元年九月九日
届出をした者
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番七ほか五〇筆
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
令和元年九月六日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
JR郡山市民市場 福島県郡山市燧田一九五番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
令和元年九月六日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年九月二十日から令和二年一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工家政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四〇番ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
変更した年月日
別紙書面のとおり
- 三 届出年月日
令和元年九月六日
- 四 届出をした者
東日本旅客鉄道株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年九月二十日から同年十月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークベニマル原町店 福島県南相馬市原町区旭町三丁目六五番一号

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

公 告

公告第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

八沢干拓土地改良区

退任した役員

氏名

但野 幸一

住所 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二

同 藤澤 忠雄

同 相馬市柚木字谷地田亀岩四一番地の一

同 松田 文男

同 南相馬市鹿島区南柚木字上浅田一六番地の一

同 松田 文明

同 相馬市蒲庭字獺庭八四番地

同 田中 憲一

同 南相馬市鹿島区寺内字三里一番地の六

同 細田 勲

同 市鹿島区北屋形字西浦向一二五番地

同 蒔田 幸男

同 相馬市成田字岡本六二番地の一

同 海月 利己

同 市柚木字前日向一三四番地

同 桑折 利浩

同 南相馬市鹿島区北屋形字沼北二四六番地

同 狩野 一男

同 相馬市蒲庭字軽井沢二四二番地

同 太田 次男

同 市柚木字南大関五二番地

就任した役員

役員

但野 幸一

住所 南相馬市鹿島区北屋形字石ワテ二三番地の二

同 森 秋夫

同 石橋 浩人

同 市鹿島区南柚木字水神下一〇一番地

同 佐藤 正法

同 田中 憲一

同 相馬市蒲庭字館前五八番地

同 細田 勲

同 鈴木 敏文

同 市蒲庭字滝ノ沢四〇番地の六

同 渡部 利浩

同 荒 一雄

同 南相馬市鹿島区寺内字三里一番地の六

同 桑折 利浩

同 相馬市柚木字前日向五八番地の一

同 相馬市蒲庭字軽井沢二四二番地

同 相馬市蒲庭字狩野一二八番地の一

同 相馬市蒲庭字沼北二四六番地

同 相馬市蒲庭字葉山前八五番地

同 市柚木字南大関五二番地

同 市柚木字南大関五二番地

同 市柚木字南大関五二番地

（農村計画課）

公告第101号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける吉間田滝根線・（仮称）7号橋上部工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
吉間田滝根線・（仮称）7号橋上部工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
J F E ・ 北日本特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号
- 5 落札金額
2,426,760,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月17日

（土木総務課）

公告第102号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月20日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
旋盤 8台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士エンタープライズ株式会社 東京都中央区東日本橋二丁目16番4号
- 5 落札金額
36,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年7月16日

（入札用度課）

公告第百三十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、釈迦堂川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

なお、浸水想定区域を指定した件（平成十九年福島県公告第六百三十九号）（阿武隈川水系釈迦堂川に係る部分に限る。）は、廃止する。

令和元年九月二十日

福島県知事 内堀雅雄
（河川整備課）

公告第104号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年9月20日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 水中用3次元モーションキャプチャーシステム一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月31日（火）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年10月17日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年10月17日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和元年9月20日（金）から同年10月17日（木）まで（土曜日、日曜日、同年9月23日及び同年10月14日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年9月30日（月）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年9月30日（月）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年11月1日（金）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、10月31日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Underwater Motion Capture System 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 1 November 2019

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 31 October 2019

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)